

あなたです 火のあるくらしの見はり役

秋季全国火災予防運動

十一月九日(水)～十五日(火)

秋から冬にかけて火気を使う機会が増え、火災が発生しやすい時期を迎えます。火災発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として、秋季火災予防運動が実施されます。

平成十六年中における総出火件数は六〇、三九四件で、そのうち建物火災は三三、三三二件でした。なかでも「放火」及び「放火の疑い」による火災は一四、〇〇五件(全火災の二三・二%)発生し、昭和六〇年以降連続して出火原因のトップを占めています。放火火災の防止の基本は「放火されない、放火させない、放火されても被害を大きくさせない」ことです。放火火災を防ぐためには、地域住民が自ら放火火災に対する危機意識を持ち、安全で住みよい街づくりを進めていくことであり、特に次の点に注意し放火されない環境をつくるよう心掛けましょう。

建物に対する放火対策

建物が放火されたケースを見ると、建物外周部、倉庫、物置、車庫、共同住宅等の玄関ホールや階段室等の共用部

分など、侵入されやすい場所や人気のない暗がりにおける放火が目立ちます。

◆施錠管理

をきちんと行い、

外部からの侵入を防ぎま

しょう。

◆照明器具

の設置等により暗がりをなくしましょう。

◆建物の周囲に燃えやすいものを放置

しないようにしましょう。

◆夜間無人

となる工事現場や空き家などは、敷

地内への侵入を防

ぐための囲い等の

設置、電源の遮断、ガスの供給停止などを行うことも必要です。



家のまわりに燃えやすい物を置かない



物置・車庫には鍵を

車両に対する放火対策

路上、建

物外周部及び屋外駐車場に駐車中の車両の荷台やボディカバー、施錠がされていない車両の内部に放火されるケースがあります。



放火されない環境づくりを！
防災ポディーカバーを使いましょう。

◆不用意に車を放置しないようにしましょう。

◆ポディーカバーをする際には防災製品を使用しましょう。

◆車両の施錠管理をしつかり行いましょう。

その他の

夜間にゴミ捨て場のゴミや放置された新聞、雑誌などに放火されるケースが多く見られます。

◆夜間にゴミを放置しないようにしましょう。

◆ゴミは指定された場所、日時以外は搬出しな

放火されない環境づくりを！
ゴミは収集日に出しましょう。



地域における放火防止対策

放火の危険から地域社会を守るためには、地域の実状に即して、町内会、自治会、自主防災組織、事業所、関係機関などが一体となり協力体制を確立し、放火されにくい地域環境をつくることが重要です。また、日頃から防火講習会や防火・防災訓練等を実施し、地域住民の防火意識を高めましょう。

住宅防火 いのちを守る

七つのポイント

～三つの習慣・四つのポイント～

〔三つの習慣〕

- 寝たばこは絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

〔四つの対策〕

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問合せ 消防本部

☎八七六〇一一九

十一月九日は『一九番の日』

一九番通報は落ち着いて正確に伝えましょう。

消火活動や救急活動は、一刻を争う時間との勝負です。皆さんの正しい一九番通報が、迅速・的確な消防活動につながります。

いざという時に備えて、電話機のおぼに自宅所在地の説明方法や電話番号などの必要事項を書いたメモを貼っておくなど、落ち着いて正確な通報ができるように日頃から心がけてください。

一九番通報で大切なこと

① 火災・救急の別

「火事です」「救急です」とはっきり言う。

② 場所

住所は正しく、近くの目印となる目標物等と言う。

③ 火災・救急等の状況

状況について正確にわかりやすく言う。

④ 通報者の氏名・連絡先等

通報者の氏名・住所・電話番号をはっきり言う。

⑤ 携帯電話からの通報

今年九月から町内で携帯電話を使い一九番通報した場合、直接消防本部に通報できるようになりました。電波

の状況により、使用できない場所・通話の状態が不安定な場所などがあります。町と隣接している他市との境界付近からの通報は、隣接他市で受信後、町へ転送となる場合もあります。

火災・救助・警戒等で出場した際の災害案内テレホンサービス

☎八七五―四〇〇〇

緊急通報以外の問合せ 消防本部

☎八七六―〇一一九 内線三三〇

第十六回流燈会俳句入選句

(八月十六日)

流燈会大賞

赤のまま母のみさうな風が吹き

葉山町長賞

葉山町議会議長賞

葉山町教育委員会教育長賞

葉山町観光協会会長賞

葉山佛教会会長賞

佳作

平井道子、佐藤桂子、上野君

枝、渡辺知子、高梨久子、丸山良治、

松尾憲勝、沼田重吉、城戸雅子、石

原和加子

※入選句はみそぎ橋(森戸海岸)わ

きの「俳句掲示板」と葉山しおさ

い公園に掲示しています。

浜施餓鬼実行委員会

葉山町俳句協会

介護保険料の納め忘れにご注意を！

皆さんに納めていただく保険料は、私たちの町の介護保険事業を運営するための大切な財源となります。介護が必要となったときに安心して介護サービスを利用できるよう、保険料は必ず納めてください。

なお、保険料を納めないでいると、介護サービスを利用するときに次のような措置がとられますのでご注意ください。

1年間滞納した場合

本来1割である自己負担が、いったん10割(全額)を自己負担し、あとで町から9割相当分の払い戻しを受ける支払方法に変わります。(償還払い)

1年6ヶ月間滞納した場合

左記の9割相当分の払い戻しを一時的に差し止めます。

さらに滞納が続く場合は、差し止めた額から滞納保険料が差し引かれます。

2年以上滞納した場合

滞納期間に応じて、本来1割である自己負担が3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費が受けられなくなります。

※納付が困難な人、外出が困難な人は、福祉課までご相談ください。

問合せ 福祉課 ☎内線232

税を考える週間

(十一月十一日～十七日)

この社会 あなたの税がいきている

—『少子・高齢社会と税』—

税は、私たちが豊かで安定した暮らしができるよう、国が活動するための大切な財源です。正しい税の意義や役割について、正しく理解していただくために国税庁のホームページなどで広報・広聴活動を行っています。

国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp>

平成十七年分の 年末調整等の説明会

日時 十一月十五日(火)
十三時三〇分～十六時
(受付十三時から)
場所 役場 四階大会議室
問合せ

年末調整・法定調書は鎌倉税務署
☎〇四六七―二二―五五九一
給与支払報告書は税務課
☎内線二五一―二五三

東京地方税理士会の 無料申告相談

大船西友

十一月十二日(土)～十三日(日)

逗子市役所

十一月十四日(月)～十五日(火)

(五階会議室)

※時間はいずれも十時～十六時

問合せ 東京地方税理士会鎌倉支部

☎〇四六七―二五―五二二〇

国税電子申告・納税システム e-Taxを ご利用ください

インターネットを利用して申告(所得税・法人税・消費税・酒税・印紙税)、納税(全税目)、申請、届出等ができます。

e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

消費税の事業者 免税点の引下げと 期限内納付

個人事業者のみなさん、売上一、〇〇万円を超えていませんか。前々年の課税売上高が「一、〇〇〇万円」を超えるると消費税の課税事業者になります。新たに消費税の課税事業者となる人は

●速やかに「課税事業者届出書」を提出してください。

●日々の記帳や書類の保存が必要です。簡易課税制度を選択する場合は、あらかじめ「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。

また、個人事業者の今年分の消費税納付期限は来年三月三十一日です。

問合せ 鎌倉税務署

☎〇四六七―二二―五五九一

訓練に参加してみませんか

毎月一回地域を選定し、町職員と町民の皆さんと一緒に防災倉庫資機材等の取扱定期訓練を実施しています。災害時に備え、防災拠点(避難所)の円滑、速やかな対応を目的としています。

(十一月)

日時 未定(雨天の場合は順延)

場所 葉山中学校

対象町内会 真名瀬・森戸・向原

(十二月)

日時 未定 場所 葉山中学校

対象町内会 元町たかさご・木の下・あずま

(一月)

日時 未定 場所 葉山中学校

対象町内会 つつじヶ丘・牛ヶ谷戸・東伏見

東伏見

問合せ 消防本部

☎八七六―〇一一九 内線三一五



「葉山まちづくり町民会議」の提言を提出しました

「より良い葉山のまちづくりを願う」人々が委員となり平等の精神のもと、自由に発言し、町の重要な計画の策定や施策、町政に関する様々な意見や提案を町長に提言する場として、公募委員主体の「葉山まちづくり町民会議」が、今年6月8日にスタートしました。

今回のテーマである「第三次総合計画中期基本計画」についての提言に向け、委員主体の運営のもと会議が進められ、延べ40数回の会議が開催されました。

分野別に4部会に分かれ、町政に対して町民の意見を反映するため、各部会において協議致しましたが、時間的

に十分とは言えず協議は尽くされておられません。しかし、「より良い葉山のまちづくりを願う」ことを念頭に、各委員からの英知と活発な意見が出され、町民会議の第1回目の提言として纏めることができ、10月3日に町長に提言書を提出しました。

同席した各部長からもそれぞれの要旨を説明し、今後において町民会議の提言が「第三次総合計画中期基本計画」に反映され発展される事を希望しています。

葉山まちづくり町民会議代表 葉山登吉
問合せ 町民会議事務局
 (政策調整室内) ☎内線390~392



葉山国際セミナー受講生募集

「変貌する現代中国社会」をテーマに、(財)かながわ学術研究交流財団と町教育委員会の共催で開催します。

日時	内容	講師
11月22日(火) 14時~16時	二重性日本観と中国観の克服	法政大学教授 王敏さん
12月1日(木) 14時~16時	大国の復興—高度経済成長のゆけ	アジア経済研究所 研究員 今井健一さん
12月5日(月) 14時~16時	社会的流動性の高まりと階層社会の誕生	早稲田大学大学院 教授 園田茂人さん
12月14日(水) 14時~16時	新段階の日中関係と東アジア共同体	早稲田大学教授 毛里和子さん

場所 湘南国際村センター

対象 町在住在勤者(優先)

定員 40人(抽選あり)

申込み・問合せ ハガキ、ファックス、eメールで「国際セミナー希望」・住所・氏名・年齢・電話番号を記入して、生涯学習課 ☎内線451
 FAX876-2381 eメール manabi@town.hayama.kanagawa.jp

締切 11月15日(火)必着

活かそう!地区計画制度

住民主体のまちづくり

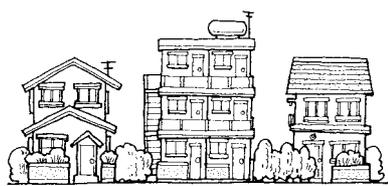
現在、町では、都市計画法や建築基準法、まちづくり条例などのルールにより優れた自然環境を生かしたまちづくりを進めています。これらのルールは町全域を対象とした必要最低限のルールであることから、地区の実情に十分対応できない場合があります。こうした問題を解決するためには、一定の地区の範囲を対象とする地区計画の活用が有効です。

地区計画とは、都市計画法に定められた都市計画の一つで、地区の特性に応じたきめ細やかな独自のルールを定めるまちづくりの計画です。地区計画では、例えば、次のようなルールを定めることができます。

◆建築物の用途の制限

街並みの調和や環境の悪化を防止するため、戸建住宅地で共同住宅の建築を禁止する

用途を一戸建の専用住宅に限ると定めた場合

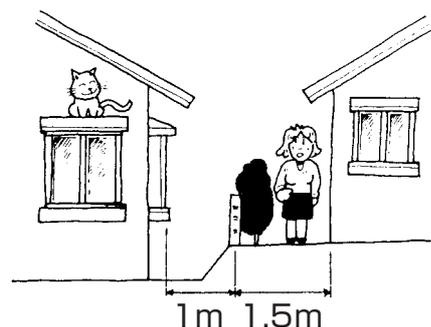


このような集合住宅は建てられません

◆建築物の壁面の位置

日照や通風の確保、火災時の延焼を防止するため、建物の外壁から敷地境界までの距離の最低限度を定める

建築物の壁面の位置を隣地境界から1m以上と定めた場合



地区計画は、最終的に町が都市計画法の手続きを行い決定しますが、その内容は、地域の理想の姿を定めるとともに、土地建物等の財産権を大きく制限することとなることから、計画策定にあたっては、地区の大多数の住民や地権者の方々の同意が必要となります。このため地区計画の原案作成にあたっては、地区の方々が主体となつて、どのような内容の地区計画としていくかを十分話し合い、まとめていくことが不可欠です。

なお、詳しくはホームページに掲載しています。
問合せ 都市計画課
 内線 三五一・三五三